

# 秋田市公共基準点管理保全要綱

〔平成 19 年 9 月 27 日〕  
市 長 決 裁

## （目的）

第 1 条 この要綱は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定に基づき秋田市が管理する公共基準点の一般的取扱いおよび管理保全に関して必要な事項を定め、公共基準点を適正に管理保全することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において公共基準点とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点、街区多角点、街区三角点節点および街区点補助点であつてかつ永久標識を設置したものをいう。

## （管理の主体）

第 3 条 公共基準点管理者は秋田市長（以下「市長」という）とし、主管課は地籍調査室とする。

## （管理保全）

第 4 条 公共基準点の管理保全は、この要綱ならびに秋田市公共基準点復元測量作業実施要領（平成 19 年 9 月 27 日市長決裁）および秋田市公共基準点復旧測量作業実施要領（平成 19 年 9 月 27 日市長決裁）に基づき適切に行う。

また、この要綱ならびに秋田市公共基準点復元測量作業実施要領および秋田市公共基準点復旧測量作業実施要領に定めのない事項については、都市再生街区基本調査作業規程（平成 16 年 9 月 3 日国国地第 333 号）および都市再生街区基本調査作業規程運用基準（平成 17 年 4 月 15 日国土国第 20-5 号）に基づき行う。

(公共基準点の使用手続)

第5条 公共基準点成果の閲覧をする者は、公共基準点成果閲覧申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 公共基準点を使用する者は、あらかじめ、公共基準点使用承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、公共基準点使用承認書(様式第3号)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定により公共基準点使用承認を受けた者は使用後、速やかに公共基準点使用報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 市長から事前に公共基準点使用の包括承認を受けた者にあつては、第2項の規定にかかわらず公共基準点使用包括承認申請書(様式第5号)を提出し、公共基準点使用包括承認書(様式第6号)の交付を受けることができる。

5 前項の規定により公共基準点使用包括承認を受けた者は、公共基準点使用包括報告書(様式第7号)を当該月の末日までに市長に提出しなければならない。

6 市長は、公共基準点使用承認又は公共基準点使用包括承認を受けた者が、この要綱に違反したときはその公共基準点使用承認を公共基準点使用承認取消通知書(様式第8号)又は公共基準点使用包括承認取消通知書(様式第9号)により取り消すことができる。

7 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書又はその写しを常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があつた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施行の届出)

第6条 道路の掘削工事等を施行する者(以下「工事施行者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施行する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施行届出書(様式第10号)を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請、又は協議をする場合は、公共基準点付近での工事施行届出書の提出を省略する

ことができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から 45 度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両および重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両および重機等までの距離が 5 メートル以内で行う工事等
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第 1 項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料
- (3) 工事前写真（公共基準点、公共基準点周辺および全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事が完了したときには、工事施行者は速やかに公共基準点付近での工事完了報告書（様式第 11 号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 完了写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・完了後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事中に、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施行者は市長との協議後、公共基準点復元（一時撤去）・復旧（移転）承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出し、公共基準点復元（一時撤去）・復旧（移転）承認書（様式第 13 号）の交付を受けなければならない。また、公共工事においては、市長と公共基準点の復元又は復旧について協議しなければならない。

(一時撤去および移転)

第7条 工事施行者(公共基準点の設置されている土地および建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。))の行う工事を除く。)が、公共基準点を一時撤去する必要がある場合、又は移転により元の位置に復元できない場合には、あらかじめ、公共基準点復元(一時撤去)・復旧(移転)承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、公共基準点復元(一時撤去)・復旧(移転)承認書(様式第13号)の交付を受けなければならない。

公共工事にあつては、公共基準点復元(一時撤去)・復旧(移転)協議書(様式第12号)を提出して市長と協議し、公共基準点復元(一時撤去)・復旧(移転)回答書(様式第13号)によりその回答を得なければならない。

2 前項の申請書および協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
- (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(機能の回復)

第8条 工事施行者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は市長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施行者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、原因者の責により当該公共基準点の復元又は復旧を行わなければ

ならない。

(機能回復の施行者)

第9条 公共基準点を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施行者の負担で行わなければならない。ただし、次の場合は市長が行う。

(1) 工事施行者による設置工事が困難と市長が認める場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合

2 測量成果の修正に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき市長が行う。

(設置工事)

第10条 工事施行者は設置位置および設置施行方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は既設のものと同等の新品(原因者負担)を使用するものとする。

3 工事施行者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事が完了したときには、工事施行者は速やかに公共基準点設置工事完了報告書(様式第15号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施行者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第11条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。)および公共基準点の測量作業に要する費用は、原因者の負担とする。

ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求に基づく

場合は、市長と協議する。

(その他)

第 12 条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に受理している申請書、報告書、届出書および請求書の取扱いについては、なお従前の例による。